

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条《税理士業務》関係</p> <p>(税理士業務の対象としない租税に関する事務)</p> <p>2-2 法第2条第1項及び税理士法施行令(以下「令」という。)第1条の規定により税理士業務の対象としない租税に関する事務は、法第2条第2項及び税理士法施行規則(以下「規則」という。)第21条に規定する財務に関する事務に含まれることに留意する。</p> <p>第4条《欠格条項》関係</p> <p>(刑に処せられた場合)</p> <p>4-1 次の各号に掲げる場合は、<u>法第4条第3号から第5号までに</u>規定する「刑に処せられた」場合に該当しないものとする。</p> <p>(1) 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したとき</p> <p>(2) 大赦又は特赦により有罪の言渡しの効力がなくなったとき</p> <p>(刑の執行の終了)</p> <p>4-2 法第4条第3号から第5号までに規定する「刑の執行を終わった日」とは、次の各号に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1) 罰金を完納した日又はその完納ができない場合において、労役場に留置されその期間が満了し、又は仮出場を許されてその処分が取り消されず労役場留置期間が満了した日</p> <p>(2) 禁錮又は懲役の刑期の満了した日又は仮出獄を許された場合において、仮出獄の処分が取り消されず刑期が満了した日</p>	<p>第2条《税理士業務》関係</p> <p>(税理士業務の対象としない租税に関する事務)</p> <p>2-2 法第2条第1項本文かつこ書及び税理士法施行令(以下「令」という。)第1条の規定により税理士業務の対象としない租税に関する事務は、法第2条第2項及び税理士法施行規則(以下「規則」という。)第21条に規定する財務に関する事務に含まれることに留意する。</p> <p>第4条《欠格条項》関係</p> <p>(刑に処せられた場合)</p> <p>4-1 次の各号に掲げる場合は、<u>法第4条第4号から第6号までに</u>規定する「刑に処せられた」場合に該当しないものとする。</p> <p>(1) 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したとき</p> <p>(2) 大赦又は特赦により有罪の言渡しの効力がなくなったとき</p> <p>(刑の執行の終了)</p> <p>4-2 法第4条第4号から第6号までに規定する「刑の執行を終わった日」とは、次の各号に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1) 罰金を完納した日又はその完納ができない場合において、労役場に留置されその期間が満了し、又は仮出場を許されてその処分が取り消されず労役場留置期間が満了した日</p> <p>(2) 禁錮又は懲役の刑期の満了した日又は仮出獄を許された場合において、仮出獄の処分が取り消されず刑期が満了した日</p>

改正後	改正前
<p>(刑の執行を受けることがなくなった日)</p> <p>4-3 法第4条第3号から第5号までに規定する「刑の執行を受けることがなくなった日」とは、次の各号に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1) 時効の完成により刑の執行が免除された日</p> <p>(2) 外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたこと によって、刑の執行の減軽又は免除を受け、刑の執行を受けることが なくなった日</p> <p>(3) 恩赦法に規定する減刑により、刑の執行を減軽されることによっ て刑の執行を受けることがなくなった日</p> <p>(4) 恩赦法に規定する刑の執行の免除により、刑の執行を免除された 日</p> <p>(執行猶予中の者に対する税理士登録の取扱い)</p> <p>4-4 法第4条第3号から第5号までに規定する刑に処せられた者でそ の刑の執行を猶予されているもの(以下「執行猶予中の者」という。)か ら税理士登録申請書が提出された場合には、それぞれ同条各号に規定する 欠格事由に該当する者(以下「欠格条項該当者」という。)として、法第 22条第1項の規定により登録を拒否するものとする。</p> <p>また、執行猶予中の者が既に税理士の登録を受けている場合には、法第 26条第1項第4号に該当するものとして、同条の規定により、その登録を 抹消するものとする。</p> <p>第5条《受験資格》関係</p> <p>(その他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務)</p> <p>5-2 法第5条第1項第1号イに規定する「その他の官公署における国税若 しくは地方税に関する事務」には、5-1に規定する官公署以外の官公署に おける国税(関税、とん税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税を</p>	<p>(刑の執行を受けることがなくなった日)</p> <p>4-3 法第4条第4号から第6号までに規定する「刑の執行を受けること がなくなった日」とは、次の各号に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1) 時効の完成により刑の執行が免除された日</p> <p>(2) 外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたこと によって、刑の執行の減軽又は免除を受け、刑の執行を受けることが なくなった日</p> <p>(3) 恩赦法に規定する減刑により、刑の執行を減軽されることによっ て刑の執行を受けることがなくなった日</p> <p>(4) 恩赦法に規定する刑の執行の免除により、刑の執行を免除された 日</p> <p>(執行猶予中の者に対する税理士登録の取扱い)</p> <p>4-4 法第4条第4号から第6号までに規定する刑に処せられた者でそ の刑の執行を猶予されているもの(以下「執行猶予中の者」という。)か ら税理士登録申請書が提出された場合には、それぞれ同条各号に規定する 欠格事由に該当する者(以下「欠格条項該当者」という。)として、法第 22条第1項の規定により登録を拒否するものとする。</p> <p>また、執行猶予中の者が既に税理士の登録を受けている場合には、法第 26条第1項第4号に該当するものとして、同条の規定により、その登録を 抹消するものとする。</p> <p>第5条《受験資格》関係</p> <p>(その他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務)</p> <p>5-2 法第5条第1項第1号イに規定する「その他の官公署における国税若 しくは地方税に関する事務」には、5-1に規定する官公署以外の官公署に おける国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。法第24条関係を除き、以</p>

改正後	改正前
<p>除く。法第 24 条関係を除き、以下同じ。) 又は地方税 (<u>森林環境税及び特別法人事業税を含む。以下同じ。)</u> に関する部課における企画、立案、指導に関する事務及び国税又は地方税の賦課又は徴収の事務のほか、租税に関する訴訟に係る事務を含むものとする。</p> <p>(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で法律学又は経済学を修めたもの)</p> <p>5—5 法第 5 条第 1 項第 2 号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とは、学校教育法施行規則第 155 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当する者及び昭和 28 年文部省告示第 5 号 (学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者) により指定された者をいい、「財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの」には、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に該当するために課程を修了し、又は卒業した学校以外の学校 (法第 5 条第 1 項第 2 号に規定する財務省令で定める学校に限る。) において法律学又は経済学に属する科目を修めたものを含むことに留意する。</p> <p>第 8 条関係</p> <p>(国税の賦課に関する事務)</p> <p>8—2 法第 8 条第 1 項第 4 号に規定する「賦課に関する事務」とは、賦課の事務のほか次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 賦課の事務 (<u>犯則事件の調査及び処分並びに賦課に関する再調査処理の事務を含む。)</u> の指導、監督及びそのために必要な調査又は<u>検査</u>の事務</p> <p>(2) 国税庁監督評価官の分掌する事務</p>	<p>下同じ。) 又は地方税に関する部課における企画、立案、指導に関する事務及び国税又は地方税の賦課又は徴収の事務のほか、租税に関する訴訟に係る事務を含むものとする。</p> <p>(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で法律学又は経済学を修めたもの)</p> <p>5—5 法第 5 条第 1 項第 2 号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とは、学校教育法施行規則第 155 条第 1 項各号のいずれかに該当する者及び昭和 28 年文部省告示第 5 号 (学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者) により指定された者をいい、「財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの」には、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に該当するために課程を修了し、又は卒業した学校以外の学校 (法第 5 条第 1 項第 2 号に規定する財務省令で定める学校に限る。) において法律学又は経済学に属する科目を修めたものを含むことに留意する。</p> <p>第 8 条関係</p> <p>(国税の賦課に関する事務)</p> <p>8—2 法第 8 条第 1 項第 4 号に規定する「賦課に関する事務」とは、賦課の事務のほか次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 賦課の事務 (<u>犯則の取締り及び賦課に関する再調査処理の事務を含む。)</u> の指導、監督及びそのために必要な調査、<u>検査</u>の事務</p> <p>(2) 国税庁監督評価官の分掌する事務</p> <p>(3) (1) の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p>

改正後	改正前
<p>(3) (1)の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p> <p>(国税に関するその他の事務)</p> <p>8-3 法第8条第1項第5号に規定する「国税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 法第8条第1項第4号に規定する国税以外の国税の賦課に関する事務（<u>犯則事件の調査及び処分並びに賦課に関する再調査処理の事務を含む。</u>）</p> <p>(2) 国税の徴収の事務（徴収に関する<u>再調査処理</u>の事務を含む。）</p> <p>(3) (1)及び(2)の事務に関する指導、監督及びそのために必要な調査又は検査の事務</p> <p>(4) (1)及び(2)の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p> <p>(地方税の賦課に関する事務)</p> <p>8-4 法第8条第1項第6号に規定する「賦課に関する事務」とは、賦課の事務のほか次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 賦課の事務の指導及び監督並びにそのために必要な調査又は検査の事務</p> <p>(2) <u>犯則事件の調査及び処分、賦課に関する再調査処理の事務並びにこれらの事務の指導及び監督並びにそのために必要な調査又は検査の事務</u></p> <p>(地方税に関するその他の事務)</p> <p>8-5 法第8条第1項第7号に規定する「地方税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税及び森林環境税を含む。）、事業税（<u>特別法人事業税を含む。</u>）若しくは固定資産税以外の地方税の賦課の事務（<u>犯則事件の調査及び処分並びに賦課に関する再調査処理の事務を含む。</u>）</p>	<p>(国税に関するその他の事務)</p> <p>8-3 法第8条第1項第5号に規定する「国税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 法第8条第1項第4号に規定する国税以外の国税の賦課に関する事務（<u>犯則の取締り及び賦課に関する再調査処理の事務を含む。</u>）</p> <p>(2) 国税の徴収の事務（徴収に関する<u>異議処理</u>の事務を含む。）</p> <p>(3) (1)及び(2)の事務に関する指導、監督及びそのために必要な調査又は検査の事務</p> <p>(4) (1)及び(2)の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p> <p>(地方税の賦課に関する事務)</p> <p>8-4 法第8条第1項第6号に規定する「賦課に関する事務」とは、賦課の事務のほか次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 賦課の事務の指導、<u>監督及びそのために必要な調査、検査</u>の事務</p> <p>(2) <u>犯則の取締り及び賦課に関する再調査処理の事務並びにこれらの事務の指導、監督及びそのために必要な調査、検査</u>の事務</p> <p>(地方税に関するその他の事務)</p> <p>8-5 法第8条第1項第7号に規定する「地方税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税を含む。）、事業税若しくは固定資産税以外の地方税の賦課の事務（<u>犯則の取締り及び賦課に関する再調査処理の事務を含む。</u>）</p> <p>(2) 地方税の徴収の事務（徴収に関する<u>異議処理</u>の事務を含む。）</p>

改正後	改正前
<p>(2) 地方税の徴収の事務（徴収に関する<u>再調査処理</u>の事務を含む。）</p> <p>(3) (1)及び(2)の事務に関する<u>指導及び監督並びに</u>そのために必要な調査又は<u>検査</u>の事務</p> <p>第 24 条《登録拒否事由》関係</p> <p>(公職)</p> <p>24-2 法第 24 条第 2 号に規定する「公職」とは、おおむね次に掲げる機関の<u>全ての職</u>をいい、その職は公選のものであると否とを問わないものとする。ただし、<u>同号の括弧書</u>の規定により国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他規則第 12 条の 2 に規定する国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の職であって法令等により税理士業務との兼業が制限されていない職を除くことに留意する。</p> <p>(1) 国会</p> <p>(2) 裁判所</p> <p>(3) 国の行政機関</p> <p>(4) 都道府県及び市町村</p> <p>(5) 地方自治法に規定する特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団</p> <p>(国税又は地方税のほ脱等の行為)</p> <p>24-3 法第 24 条第 3 号に規定する「不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者」とは、税務官公署の重加算税の賦課、通告処分及び告発又は検察庁の起訴若しくは微罪不起訴等によって、<u>国税（森林環境税及び特別法人事業税を除く。以下法第 24 条関係において同じ。）</u>又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした行為があったことが明らかである者をいうものとする。</p>	<p>(3) (1)及び(2)の事務に関する<u>指導、監督及び</u>そのために必要な調査、<u>検査</u>の事務</p> <p>第 24 条《登録拒否事由》関係</p> <p>(公職)</p> <p>24-2 法第 24 条第 2 号に規定する「公職」とは、おおむね次に掲げる機関の<u>すべての職</u>をいい、その職は公選のものであると否とを問わないものとする。ただし、<u>同条同号のかっこ書</u>の規定により国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他規則第 12 条の 2 に規定する国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の職であって法令等により税理士業務との兼業が制限されていない職を除くことに留意する。</p> <p>(1) 国会</p> <p>(2) 裁判所</p> <p>(3) 国の行政機関</p> <p>(4) 都道府県及び市町村</p> <p>(5) 地方自治法に規定する特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団</p> <p>(国税又は地方税のほ脱等の行為)</p> <p>24-3 法第 24 条第 3 号に規定する「不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者」とは、税務官公署の重加算税の賦課、通告処分及び告発又は検察庁の起訴若しくは微罪不起訴等によって、国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした行為があったことが明らかである者をいうものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者の判定)</p> <p>24-7 法第24条第6号ロに規定する登録の申請に関し、当該申請者が「税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者」に該当するかどうかについては、過去における当該申請者の非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等を総合的に勘案して判定するものとする。</p> <p>なお、単に法第4条第3号から第10号までに規定する年数が経過したことのみをもって、当該登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する。</p> <p>第42条《業務の制限》関係</p> <p>(事件)</p> <p>42-3 法第42条に規定する「事件」とは、法第2条に規定する租税の課税標準等の調査(犯則事件の調査及び処分並びに不服申立てを含む。)、徴収(不服申立てを含む。))及びこれらに準ずるものに関する案件をいうものとする。</p> <p>第51条《税理士業務を行う弁護士等》関係</p> <p>(弁護士法人等の通知)</p> <p>51-1 法第51条第3項の規定により<u>弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>が税理士業務を行うためには、当該<u>弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>が税理士業務を行おうとする区域を管轄する国税局長に通知するとともに、<u>これらの法人の社員(弁護士)全員</u>が、当該国税局長に対して法第51条第1項の通知をする必要があることに留意する。</p>	<p>(税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者の判定)</p> <p>24-7 法第24条第6号ロに規定する登録の申請に関し、当該申請者が「税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者」に該当するかどうかについては、過去における当該申請者の非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等を総合的に勘案して判定するものとする。</p> <p>なお、単に法第4条第4号から第11号までに規定する年数が経過したことのみをもって、当該登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する。</p> <p>第42条《業務の制限》関係</p> <p>(事件)</p> <p>42-3 法第42条に規定する「事件」とは、法第2条に規定する租税の課税標準等の調査(犯則取締り及び不服申立てを含む。)、徴収(不服申立てを含む。))及びこれらに準ずるものに関する案件をいうものとする。</p> <p>第51条《税理士業務を行う弁護士等》関係</p> <p>(弁護士法人の通知)</p> <p>51-1 法第51条第3項の規定により<u>弁護士法人</u>が税理士業務を行うためには、当該<u>弁護士法人</u>が税理士業務を行おうとする区域を管轄する国税局長に通知するとともに、<u>その法人の社員(弁護士)全員</u>が、当該国税局長に対して法第51条第1項の通知をする必要があることに留意する。</p>